

学校いじめ防止基本方針



令和8年度

高島市立新旭北小学校

目 次

- I いじめ対策の基本的な考え方
 - 1 はじめに
 - 2 いじめの防止等の対策に関する基本理念
 - 3 いじめの定義（法第2条より）
 - 4 いじめの認知
- II 学校における施策
 - 1 学校の基本的施策
 - 2 学校の取組
 - （1）教職員が一丸となって取り組む学校づくり
 - （2）いじめの未然防止と早期発見
 - （3）いじめへの対処
 - （4）職員研修の充実
 - （5）指導体制の強化
 - （6）家庭との連携
 - （7）地域との連携
 - 3 いじめの防止等の対策のための組織
 - 4 行動計画および年間計画
 - 5 重大な事態への対処
 - 6 学校いじめ防止基本方針の点検と見直し
 - （別添）行動計画および年間計画

I いじめ対策の基本的な考え方

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。したがって、いじめられている子どもがいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている子どもにはその行為を許さず、毅然として指導していく必要がある。いじめを防止するためには、全教職員が子どものいじめに関する課題意識を共有するとともに、自己の役割と責任を認識し、いじめを許さない風土づくりを進めていかなければならない。いじめは、どこの学校でも、どこの学級にも、どの児童にも起こりうるという基本認識に立ち、本校児童が楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校を作るため「学校いじめ防止基本方針」を策定するものである。

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童に係る問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、県、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

3 いじめの定義（法第2条より）

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

4 いじめの認知

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた児童の立場に立って見極めることが必要である。この際、いじめには多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める必要がある。いじめられていても、自分の弱い部分を見せたくないなどの思いから本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、それを相談することは決して恥ずかしいことではないことを理解させるとともに、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、校内に設置する「いじめ防止対策委員会」を活用して行う。

Ⅱ 学校における施策

- (1) 全教育活動を通じて「いじめを生み出さない・いじめを許さない学校」づくりを推進するとともに、「いじめのない楽しい学校」をスローガンに掲げ、組織的に取り組む。
- (2) 学年・学級・通学班等が望ましい集団であるよう指導の充実を図るとともに、児童一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- (3) 児童一人ひとりが自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を認め合い共感的な人間関係を育てる。
- (4) 児童の豊かな情操と道徳心を培うとともに、自他を尊重する精神を養うために、すべての教育活動を通じた道徳教育の充実を図る。
- (5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進等の施策に取り組む。

2 学校の取組

(1) 教職員が一丸となって取り組む学校づくり

- ① 正義や思いやりの気持ちを育み、いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ② 『学び合い』の授業に努め、授業を通じて、「自己存在感」「共感的人間関係」「自己決定の力」を育む。
- ③ 道徳教育を充実させ、「正義」と「思いやり」、「生命の尊重」などの心情を育み、「いじめを見抜き、正しく対処する力」や「豊かな人間関係を育む力」を育成する。
- ④ 一人ひとりの違いを認め合い、悩んだときに友達に相談できる雰囲気に満ちた学級や集団づくりに努める。
- ⑤ 児童が悩みを気軽に相談できるよう、日頃から信頼関係づくりに努める。
- ⑥ 学級活動や児童会等において、いじめ対策にかかる集会を設けるなど、児童による主体的な活動が行えるよう適切に指導助言を行う。

(2) いじめの未然防止と早期発見

- ① 些細な変化を見逃さないように積極的に児童とのふれあいに努める。
- ② 「悩みや相談をしっかりと聴く」姿勢のもと、カウンセリングを学期に1回実施する。
- ③ いじめを見過ごさないよう、児童や保護者へのアンケートを学期に1回実施する。
- ④ 全教職員が子どもの些細な変化や悩みについて情報共有できるよう情報交換を行い、組織的に指導支援する。
- ⑤ インターネットを通じて行われるいじめについては、把握することが困難であるばかりか、事態の広域化・複雑化・長期化が懸念されることから、十分な対策を講じる。
・情報モラル教育の充実にも努め、インターネット社会の功罪について確かな理解

を図る。

- ・児童や保護者に対して資料等を配付するなど、必要な啓発活動を実施する。

(3) いじめへの対処

- ①いじめを認知し、又はいじめの通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し的確な役割分担をして、いじめ問題の解決にあたる。
- ②いじめられている児童の安全を最優先に考え、守り通すという姿勢で支援を行う。
- ③いじめている児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、当該児童が抱える課題や悩みを理解するなどの教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- ④家庭や教育委員会への連絡・相談等、事案に応じ関係機関と連携して対応する。
- ⑤いじめの解消については、いじめに係る行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続しており、なおかつ被害児童が心身の苦痛を感じていないことが面談等で確認されている必要がある。

(4) 職員研修の充実

- ①児童や保護者の思いや気持ちを理解するために積極的に研修を積み上げる。あわせて学級づくりや仲間づくりの研修も行う。
- ②児童や保護者、地域から信頼される教師を目指し、教師自ら努力する。そのためにトラブルの対処の方法を学ぶ機会を作る。
- ③インターネットや携帯電話の情報モラル研修会等を行う。

(5) 指導体制の強化

- ①「報告・連絡・相談・確認・記録」を校内で機能させ、速やかな方針決定とそれに基づく校内体制の強化を図る。
- ②湖西中学校区内の校・園、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、市教育委員会、外部関係機関等との連携を密にする。
- ③職員会議を始め、子どもを語る会や日々の職員室での情報交換など、情報の共有に努める。
- ④いじめに関する情報が入ったら、直ちに「いじめ防止対策委員会」を開き、速やかに方針を決定し、組織的に対応する。
- ⑤常に被害児童の立場に立った対応を心がけ、問題の本質的な解決まで継続的に対応する。

(6) 家庭との連携

- ①学校だよりや学級通信等により、いじめ問題の学校での取組を発信し、PTAとの協力関係を深めて、保護者と学校が一体となった学校づくりを進める。
- ②保護者との連絡をより密にして、子どもの些細な変化や悩みを早期に気づき、保護者と協力し合いながらいじめの未然防止、早期発見に取り組む。

- ③携帯電話やスマートフォン、タブレットPC等の使用については、保護者の責任及び監督下で行われるよう協力を呼びかける。
- ④PTA活動で、「いじめの未然防止」等生徒指導に関する研修会、保護者アンケートを実施するなど教職員と保護者が子どもの様々な課題等に対して、共通認識をもてるように取り組む。

(7) 地域との連携

- ①学校運営協議会において、いじめ対策にかかる取組状況を積極的に相談し、幅広い意見を求めるなど学校の取組内容を確認する。
- ②学校の取組や子どもの様子を学校だより等で積極的に地域へ情報発信を行い、子どもに関する課題について、理解と協力を求める。

3 いじめの防止等の対策のための組織

(1) 「生徒指導部会」

月1回、課題のある児童について、現状や指導についての情報交換及び共通実践についての話し合いを行う。

(2) 「いじめ防止対策委員会」

学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・教育相談主任・養護教諭・当該学級担任による「いじめ防止対策委員会」を設置する。必要に応じて委員会を開催し、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって以下の役割を担う。

- 学校の基本的施策に基づく取組の実施、行動計画や年間計画の作成・実行・修正の中核としての役割
- いじめの相談・通報の窓口としての役割
- いじめの疑いに関する情報や問題行動等に係る情報の収集と記録を行う役割
- いじめの疑いに係る情報があった場合に、情報の迅速な共有、関係児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等を組織的に実施するための中核としての役割

4 行動計画および年間計画

ストップいじめ行動計画

高島市立新旭北小学校 令和8年度

わたしたちは、いじめをしないさせない見逃さない

教職員

いじめを生み出さない・いじめを許さない学校づくりに一丸となって取り組みます

- 「正義」・「思いやり」の気持ちを育みます。
- 『学び合い』の授業に努め、授業を通じて、「自己存在感」「共感的人間関係」「自己決定の力」を育みます。
- 「いじめを絶対に許さない」「いじめられている(いた)人を守り通す」ことを、児童・保護者・地域の人々に宣言し、「いじめをしない・させない学校づくり」に児童とともに取り組みます。

未然防止と早期発見に努めます

- 気軽に相談できるよう児童との信頼関係づくりに努めます。
- 児童の承認欲求を満たす働きかけを行います。
- 「悩みや相談をしっかりと聴く」姿勢のもと、カウンセリングを学期に1回実施します。
- いじめを見逃ごさないよう、児童や保護者へのアンケートを学期に1回実施します。
- 些細な変化を見逃さないように積極的に児童とのふれあいに努めます。

職員研修の充実を図ります

- 児童や保護者の思いや気持ちを理解するために積極的に研修を積み上げます。
- インターネットや携帯電話の情報モラル研修会等を行います。
- 児童や保護者、地域から信頼される教師を目指し、教師自ら努力をします。

指導体制の強化に努めます

- 「報告・連絡・相談・確認・記録」を機能させ、速やかな方針決定と校内体制の強化を図ります。
- 湖西中学校区内の校・園、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、高島市教育委員会、外部関係機関等との連携を日頃から密にします。
- 職員会議を始め、子どもを語る会や日々の職員室での情報交換など、情報の共有に努めます。
- いじめに関する情報が入ったら、直ちに対策会議を開き、全教職員で対応にあたります。

説明責任を果たします

- 学校だよりや学級通信等により、いじめ問題の学校での取組を発信します。
- 保護者からの問い合わせには、速やかに学校として誠実に対応します。
- 加害・被害の保護者には事実を報告し、解決と指導に向けた理解と協力を求めます。

子ども

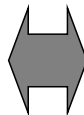
いじめのない楽しい学校をつくります

- いじめを許さないと約束します。
 - やさしい言葉づかいをします。
 - 『正しいこと』はやり通します。
- 学級活動・縦割り活動などで中間の輪を広げます
- 学級が誰にとっても安心できる所にします。
 - 友だちの良いところを認め合います。
 - みんなで決めて、みんなで守ります。
- 先生や家族とのつながりを大切にします
- 気持ちのよいあいさつをします。
 - 困ったことがあれば身近な大人に相談します。

保護者

子どもを見守り、向き合います

- 親子のふれあいの時間を大切にし、子どもの話をじっくり聞きます。
 - 人として許せないこと、ものごとの善悪について毅然とした態度で臨みます。
- PTA活動を促進します
- 親どうし絆を強め、よその子も温かく見守ります。
 - 大人からどの子にもあいさつや声かけをして明るく元気な子どもに育てます。
- 学校と協力し解決にあたります
- 些細なことでも、学校にお知らせしたり相談したりします。
 - みんなが正しくやさしい言葉づかいになるよう努めます。



「ストップいじめ行動計画・年間計画」

(高島市立新旭北小学校 令和8年度)

月	教職員・児童生徒の取組や活動	PTA・地域の取組や活動
4月	<input type="checkbox"/> いじめ対策に係る共通理解 【職員会議】 <input type="checkbox"/> 情報交換、引継 【職員会議・学年委員会・校内委員会】 <input checked="" type="checkbox"/> いじめ撲滅宣言 【始業式・学年集会・学級活動】 <input type="checkbox"/> 学級開き、仲間づくり、集団のルールづくり	<input checked="" type="checkbox"/> いじめ対策について協議 【PTA実行委員会】 <input type="checkbox"/> ひびきあい活動取組の準備 【ひびきあい委員会】 <input type="checkbox"/> 地域住民の授業参画、見守り 【地域学校協働活動】
5月	<input type="checkbox"/> 子どもを語る会による共通理解 <input checked="" type="checkbox"/> いじめを許さない学校づくり 【学級活動・児童集会】 <input type="checkbox"/> 異年齢集団の仲間づくりを進める班長会 【縦割り活動】	<input type="checkbox"/> ひびきあい活動取組の協議 【ひびきあい委員会】 <input type="checkbox"/> 保護者へのいじめ対策についての説明と啓発 【PTA総会・懇談会】
6月	<input checked="" type="checkbox"/> 第1回アンケート（児童・保護者）・カウンセリング	<input checked="" type="checkbox"/> 一人一人が輝く学校づくりについて協議 【学校運営協議会】
7月	<input type="checkbox"/> 教職員の意見集約 <input type="checkbox"/> いじめ・人権等に関する研修会の実施	<input checked="" type="checkbox"/> いじめ撲滅に向けての家庭や地域の取組について協議 【地区懇談会】
8月	<input type="checkbox"/> 1学期の振り返りと2学期の取組の協議 【職員会議】	
9月	<input type="checkbox"/> 異年齢集団の仲間づくりを進める班長会 【縦割り活動】 <input checked="" type="checkbox"/> インターネットや携帯電話等の情報モラル教育を行う。	<input checked="" type="checkbox"/> いじめ・子育てに関する研修 【PTA研修会】
10月	<input type="checkbox"/> 運動会を通じた集団づくり・仲間づくりを進めるための協議 【縦割り班長会】 <input type="checkbox"/> 運動会への取組を通じた集団づくり 【運動会】	<input type="checkbox"/> 運動会への参加・参観 【PTA実行委員会・保護者】
11月	<input checked="" type="checkbox"/> 第2回アンケート（児童・保護者）・カウンセリング <input checked="" type="checkbox"/> 人権月間の取組	<input type="checkbox"/> 2学期の反省と今後の取組について協議 【学校運営協議会】
12月	<input type="checkbox"/> 人権意識啓発のための取組（人権集会） 【学級活動・道徳】 <input type="checkbox"/> 児童や保護者の意見集約 【学校評価】	<input type="checkbox"/> 地域住民へ活動を発信 【地域学校協働活動のまとめ活動】
1月	<input type="checkbox"/> 命の授業・性に関する授業・道徳の授業 【学習参観】	<input type="checkbox"/> 命の授業・性に関する授業・道徳の授業の参観 【保護者】
2月	<input checked="" type="checkbox"/> 第3回アンケート（児童・保護者）・カウンセリング <input type="checkbox"/> 子どもを語る会による共通理解	<input type="checkbox"/> 3学期の反省と今後の取組について協議 【学校運営協議会】
3月	<input type="checkbox"/> 情報交換、引継 【園小連絡会・小中連絡会】	<input type="checkbox"/> ひびきあい活動の反省 【ひびきあい活動】
年間を通して	<input type="checkbox"/> 朝のあいさつ運動 <input type="checkbox"/> 朝・昼休みの校内巡視 【毎日】 <input type="checkbox"/> 登下校時の見守り 【毎月1回】 <input type="checkbox"/> 登校班長会 【随時】 <input type="checkbox"/> 情報交換会（校長・教頭・教務主任・教諭・教諭） 【随時】 <input checked="" type="checkbox"/> 全職員による情報交換 【週2回】 <input type="checkbox"/> 全職員による情報交換 【職員会議】 <input checked="" type="checkbox"/> 縦割り活動による集団づくり・仲間づくり 【毎日】 <input type="checkbox"/> 学校だより・学級通信による取組の発信 【随時】 <input type="checkbox"/> 今月のめあて等による啓発活動 【毎月1回】	<input checked="" type="checkbox"/> 家庭でのあいさつ、早寝早起き朝ご飯への取組 【毎日】 <input type="checkbox"/> 授業・給食・昼休み等の参観 【学校開放日】 <input type="checkbox"/> 朝のあいさつ、立ち番 【毎日】 <input type="checkbox"/> 登下校の見守り 【毎日】 <input type="checkbox"/> ひびきあい活動 【各学年1回】 <input type="checkbox"/> 地域住民が足を運びやすい学校への啓発（のぞみルームの活用）

□：教職員の取組や活動 ○：児童生徒の取組や活動 △：PTAの取組や活動 ◇：地域の取組や活動
 (特に重点的に取り組む内容については、■、●、▲、◆のマークを付ける)

5 重大な事態への対処

児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間欠席することを余儀なくされている疑いがあり、あるいは多数によるいじめが相当期間継続しているなどの重大事案の対応については、次の点に留意しながら厳正に対応するものとする。

- (1) すみやかに高島市教育委員会に事案発生 の報告をするとともに、必要に応じて専門機関や警察等、関係機関への通報を行い、支援を要請する。
- (2) 教育委員会と協議し、当該事案について事実関係を明確にするため調査を実施する。
- (3) 調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を提供し、支援を行う。また、いじめを行った児童・保護者に対して助言をする。

6 学校いじめ防止基本方針の点検と見直し

いじめ防止等に、より実効性の高い取組を実施するため、学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかを「いじめ防止対策委員会」を中心に点検し、必要に応じて見直すこととする。基本方針を見直すに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から児童や保護者の意見を取り入れるなど、児童や保護者の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。

また、いじめを隠蔽せずいじめの事態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において、いじめ問題への取組等について自己評価を行うとともに、その結果等を学校運営協議会に報告し、評価を受ける。